

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の表彰に関する規則

昭和 58 年 9 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成 13 年 3 月 23 日 規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）職員の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰者)

第 2 条 組合職員で次の各号の一に該当し、管理者において適当と認めたものに対しては、この規則の定めるところによって表彰する。

- (1) 満 20 年以上組合に在職し勤務成績優秀な者
- (2) 職務について抜群の努力をなし又は有益な研究を遂げその功績顕著な者
- (3) 勤務成績が特に優秀であって他の模範とするにたると認められる者
- (4) 職務について重大な事故の発生を未然に防止した者
- (5) 天災事変に際してその処置が衆の模範と認められる者
- (6) 職務の内容を問わず組合職員の名誉を高揚し信用を増す行為のあった者
- (7) その他管理者が特に表彰の必要を認めた者

(在職年数の計算)

第 3 条 前条第 1 号の在職年数は、次の各号により計算する。

- (1) 在職年数は月をもって計算し、1 年未満の端数は切捨てる。
- (2) 在職年数の中断するものの前後の年数は、通算する。

(表彰の実施)

第 4 条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、この場合予算の範囲内で賞品又は賞金を加授することができる。

2 表彰は、毎年 1 回これを行う。ただし、管理者において必要と認めたときは、随時これを行うことができる。

3 表彰を受けた者がその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をした場合は、表彰を取消すことがある。

(表彰者の内申)

第 5 条 所属長は、所属職員のうち第 2 条各号の一に該当すると認められるものがあるときは、次の定めるところにより管理者に内申をしなければならない。

- (1) 功績、功労賞等 毎年 11 月末日（様式第 1 号）
- (2) 永年勤続職員表彰 毎年 11 月末日（様式第 2 号）

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、特に即賞を必要とするときは、その都度内申するものとする。

(表彰者の選考)

第 6 条 表彰は、選考委員の選考を経て管理者が行う。

2 選考委員は、事務局長、事務局次長、総務課長をもって充てる。

(委任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 23 日規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の表彰に関する規則第 2 条第 1 号の規定による表彰を受けている者については、この規則の施行の日に改正後の第 2 条第 1 号の規定による表彰を受けたものとみなす。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日		
福井坂井地区広域市町村圏事務組合 管理者 殿		
所属長 ⑩		
受 賞 候 補 者 内 申 書		
受賞候補職員	所 属	氏 名 (ふりがな)
		年 月 日生
功績等概要		
効 果		
付 記		

- (1) 功績及び功勞の概要は具体的に記載し、その結果どのような効果があったかを記載すること。
- (2) 功績及び功勞の内容が具体的に判断することのできる資料を添付のこと。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

年 月 日			
福井坂井地区広域市町村圏事務組合 管理者 殿			
所属長			印
永年勤続者表彰候補者内申書			
所 属	職	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日
勤 務 課		期 間	勤 務 年 数
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
		～	年 月
			計 年 月
分限 懲戒	処 分	区 分	年 月 日
			年 月 日